

「県外避難者の帰郷支援に関する方針」の見直しについて

1 概要

東日本大震災以降、県外避難者の早期帰郷を図るため、本方針（平成25年3月策定、令和3年4月改正）により、県外避難者の帰郷支援を行ってきたところ。

東日本大震災から14年半が経過し、多くの県外避難者は避難生活を終了しているが、個々の事情により避難生活の継続を余儀なくされている県外避難者が存在していることから、以下の背景を踏まえて方針を改め、引き続き支援を実施するもの。

2 改正の背景

- (1) 県外避難者数は38世帯69人（令和7年3月11日現在）で、ピーク時の9,206人（平成24年4月）と比較すると約99%減少している。
- (2) 県外避難者からは、本県への帰郷を望む声がある一方、避難者が抱える生活再建等に関する課題や現状は、避難生活の長期化に伴い個別化・複雑化し、令和8年度以降も避難継続となることが見込まれる。

【現在の取組】

- ① 県外避難者名簿整理業務、県外避難者数の公表
- ② 県外避難者意向調査（郵送調査、場合により電話調査）
- ③ 住民票調査（郵送や電話で追跡できなくなった場合など）
- ④ 情報提供（情報紙の配布、相談等）
- ⑤ 避難先自治体等が主催する交流会・会議への参加

【今後の取組】

- ①～③及び⑤については、現行どおり継続する。
- ④については、情報紙の配布を原則廃止し、閲覧可能なホームページ等の案内を行う。

3 今後の予定

令和8年4月1日付けで「県外避難者の帰郷支援に関する方針」を改正